

国頭村新型コロナウイルス感染症対策支援金事業

【申込受付要項】

I. 支援金の概要

●趣 旨

国頭村において、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞したことを勘案し、村内の事業者を対象として、企業活動の維持又は継続のための支援金を交付します。

●対 象

対象の業種は、宿泊業（民泊含む）、製造業、卸小売業、サービス業、飲食業（沖縄県の休業要請（令和3年1月22日～同年9月30日）に伴い、休業に応じた飲食店に給付される営業時間短縮協力金を受給した事業者は除く）とし、令和3年1月1日時点で国頭村に事業所を有する民間事業者（個人事業主含む）とする。1事業者が複数の事業を行っている場合でも1事業者とする。

●受付期間

令和3年10月25日（月）から同年11月30日（火）まで

※郵送の場合は、令和3年11月30日（火）の消印有効

●支援額

1事業者あたり一律 6万円

II. 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）とします。

1. 令和3年1月1日時点で国頭村内に事業所を有する事業者（個人事業主含む）。
2. 申請日時点で事業活動を行っている事業者。
3. 国頭村に課税権を有する事業者。
4. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことが必要です。また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参加していないことが必要です。

III. 申請手続き等

1. 支援金の申請に必要な書類等の入手・提出方法

(1) 申請書の入手方法

- ア 国頭村ホームページ
- イ 国頭村内の関係機関

以下の機関において10月25日（月）から入手することができます。

- ・ 国頭村役場企画商工観光課
- ・ 国頭村商工会

(2) 申請書の提出方法

ア 郵送による方法

郵送先 〒905-1495 国頭村字辺士名121番地
国頭村役場企画商工観光課

イ 窓口による提出

国頭村役場企画商工観光課又は国頭村商工会

※商工会での受付は商工会の会員のみとします。

会員以外は役場へ提出してください。

2. 申請書類

以下の(1)～(5)までの書類を提出ください。

(1) 国頭村新型コロナウイルス感染症対策支援金交付事業

申請書兼口座振替依頼書兼請求書

(2) 登記簿謄本の写し(法人の場合のみ)

(3) 確定申告書の写し

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①法人・・・直近の確定申告書別表一の控えの写し

②個人・・・令和2年分確定申告書の控えの写し

※業歴1年未満の場合は公的機関が発行する証明書の写し(営業許可書、開業届等)

(4) 預金口座の写し

※通帳の表紙及び表紙裏面の写し

(5) 本人確認書類の写し

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ

①法人・・・法人代表者の運転免許証・保険証等の書類

②個人・・・運転免許証、保険証等の書類

3. 給付の決定

本支援金の申請書類等を確認の上、交付決定兼確定通知書を送付し、11月上旬頃から順次申請された口座に振込いたします。

IV. 手続きに関するお問い合わせ

本支援金のご不明な点については、以下のとおり相談をお受けします。

●国頭村役場企画商工観光課 電話：0980-41-2622

●国頭村商工会 電話：0980-41-5116

V. その他

●本支援金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正などが発覚した場合、申請者は、支援金を返還していただきます。

●これまで国や県及び村から支援金を受給した場合は、令和3年分の確定申告の際、「雑収入」として必ず申告してください。